

活性炭仕様書

本仕様書は、秋田市汚泥再生処理センターのし尿処理施設で使用する脱臭用活性炭の購入について適用するものとする。

1 一般事項

- | | |
|---|--|
| (1) 品名 | 活性炭 |
| (2) 用途 | 脱臭用 |
| (3) 納入場所 | 秋田市向浜一丁目13番1号 (秋田市汚泥再生処理センター) |
| (4) 契約期間 | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで |
| (5) 規格 | エバダイヤAG-210 水ing株式会社製 形状 球状 粒度 (2.80~6.70mm) 95%以上 充填密度 0.40~0.55 硬さ 95%以上 ベンゼン吸着量 30%以上 |
| (6) 搬入荷姿 | 200kgフレコンバックまたは15kg紙袋 |
| (7) 予定使用量 | 5,657kg |
| (8) 発注頻度 | 1回/年 |
| (9) 受注者は、交換作業日に合わせ、指定日時に注文数量の活性炭を納入するものとする。 | |
| (10) 最小発注単位 | 1kg |
| (11) 同等品を不可とする。(この製品は、当センターの脱臭設備に適合し、安定的に臭気を吸着除去できるため。) | |

2 特記事項

- (1) 受注者は、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、納入時にSDS(安全データシート)を提出すること。
- (3) 受注者は、納入時に検査成績書を提出すること。
- (4) 受注者は、納入時に納入重量を書面にて報告すること。
- (5) 納入時、受注者の原因で設備等を破損した場合には、その責任で修理、復旧すること。
- (6) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量当たりの単価契約とする。
- (7) 最小発注数量当たりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (8) 秋田市が、契約業者から適法な支払請求書を受け取った日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うものとする。